

第 3 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成20年9月25日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時2分開議

午後0時19分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第14号 平成20年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第15号 平成20年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第16号 平成20年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第17号 平成20年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第18号 平成20年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金について

議案第19号 平成20年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

議案第20号 工事請負契約の締結について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 工事請負契約の変更について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第20号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①財政再建戦略（中間報告）について

②県関与見直し実行計画に基づく県出資団体の見直し状況報告

③川辺川ダムについて

④水俣湾百間排水路等ダイオキシン類対策について

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 森 浩 二

委員 山 本 秀 久

委員 児 玉 文 雄

委員 鬼 海 洋 一

委員 吉 田 忠 道

委員 淵 上 陽 一

委員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 中 村 寧

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 田 口 覺

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

土木技術管理室副室長 村 上 洋 幸

首席土木審議員兼

道路整備課長 戸塚誠司  
道路保全課長 西山隆司  
河川課長 野田善治  
港湾課長 大塚徹  
都市計画課長 船原幸信  
新幹線都市整備課長 佐藤國一  
下水環境課長 中庭安一  
建築課長 生田博隆  
営繕専門監 平野和実  
住宅課長 小林至  
砂防課長 福岡健吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永和彦  
政務調査課課長補佐 後藤勝雄

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、説明等を行われる際は、立ち上がって一礼をされ、着席し説明を行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いいたします。

○松永土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向などについて御報告を申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成22年度末の全線完成を目指し、できる限りの支援を行うとともに、熊本の玄関口である熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業

のほか、新玉名駅周辺の整備に対しまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

川辺川ダム問題については、知事が、さきの議案説明において、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきとの態度を表明いたしました。この表明を受け、国土交通省に対し、ダムによらない治水対策を追求するよう求めてまいります。

また、治水対策を進めるためには、ハード面の対策とあわせてソフト対策の充実が重要と考えます。こうしたハード、ソフト両面の対策が有効に機能するためには、地元市町村の取り組みと地域住民の方々の協力が不可欠と考えております。今後、国、関係市町村と連携し、具体的な検討を進めてまいります。

財政再建戦略・中間報告につきましては、本県財政再建のため、すべての事務事業の総点検、いわゆるサマーレビューに全庁的に取り組み、現時点における結果が中間報告として取りまとめられました。

土木部としましても、財政再建推進本部が取りまとめた実施方針に沿って、削減した場合の問題点や課題等の抽出を含め、検討を進めてまいりました。全庁的な取り組み結果も含めて後ほど説明をさせていただきますが、今後、県議会や市町村を初め、県民の皆様への御意見を伺いながら、来年2月の財政再建戦略策定に向けて取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案12件、報告関係5件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算は、梅雨前線豪雨等に伴う県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するた

めの砂防施設の整備など、災害関係事業に要する経費のほか、国庫補助事業の内示増減等に伴う補正でございまして、合計で9億6,224万円の増額補正をお願いしております。

また、連続立体交差事業に係る債務負担行為の変更をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、公共工事に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結及び変更について3件、専決処分の報告及び承認について3件、計12件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について4件、計5件について御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、財政再建戦略・中間報告についてほか3件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

まず最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料が1冊、それから、経営状況を説明する書類4冊、その他報告事項4件分の資料を御用意いたしております。

それではまず、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成20年度熊本県一般会計補正予算の概要について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度の9月補正予算資料でございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。ただいま部長総括説明にもありましたとおり、今回の補正予算におきましては、梅雨前線豪雨等による災害に伴う災害復旧費、それから、補助事業に係る国庫内示増減等を中心に計上しているものでございます。

その内訳でございますが、上の表の2段目が今回の補正額の欄でございます。左の方から、一般会計の普通建設事業として、補助事業で6億7,500万円の減額、単県事業で8億7,068万円の増額、次に、災害復旧事業として、補助事業で6億7,956万円の増額、単県事業で8,700万円の増額を計上しております。

合わせまして、一般会計としましては9億6,224万円の増額、その右の特別会計については今回補正額はございませんので、今回の補正予算額、総額9億6,224万円でございます。

一番右の端、最下段でございます。今回の補正後の予算額、土木部全体といたしまして1,194億8,943万5,000円となっておりますのでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成20年度予算総括表でございますが、この表は各課別の内訳補正額とその財源内訳を記載したものでございます。

今回の補正額は、道路整備課が2,000万円、道路保全課が500万円、河川課が8億2,354万円、新幹線都市整備課が3,000万円、砂防課が8,370万円の増額でございます。

右側の補正額の財源内訳でございますが、一番下の合計欄でございますけれども、国庫

支出金が9億2,361万6,000円の増額、地方債が1億7,200万円の減額、その他が1億9,298万円の増額、一般財源が1,764万4,000円の増額となっております。

今回の補正予算に係る土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

○戸塚首席土木審議員兼道路整備課長 道路整備課の戸塚でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

道路新設改良費についてでございますけれども、国庫内示に伴う道路改築費、特殊改良費、緊急地方道路整備費、この相互間の振りかえでございます。

右側の説明欄のとおり、まず、砂原四方寄線が、緊急地方道路整備費から道路改築費へ2億6,000万円、国道266号上天草市が、受託事業も含めまして道路改築費から緊急地方道路整備費へ2億円、それと、国道387号菊池市ほか1カ所が、特殊改良費から緊急地方道路整備費へ7,000万円を振りかえるものでございます。

また、このほかに緊急地方道路整備費でございますけれども、大牟田植木線、和水町受託事業費2,000万円の補正予算を計上しております。これは内藤橋のかけかえ工事に伴う国直轄菊池川改修事業との合併施行による国土交通省九州地方整備局からの受託事業費でございます。

以上によりまして、道路改築費が6,000万円の増額、特殊改良費が7,000万円の減額、緊急地方道路整備費が3,000万円の増額となります。

最下段でございますけれども、道路整備課といたしましては、補正額2,000万円で、現計予算は293億4,342万6,000円となります。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課長の西山です。よろしく申し上げます。

4ページをお願いします。

上から2段目の道路災害防除費の3億4,000万円の減並びに最下段の橋りょう補修費の1億8,000万円の減は、補助事業から、5段目の緊急地方道路整備事業への振りかえによるものでございます。また、振りかえに伴いまして財源更正を行っております。

その振りかえの内容でございますけれども、道路災害防除費においては、国道212号小国町ほか4カ所を、橋りょう補修費からは、501号熊本市ほか1カ所を振りかえております。

次に、3段目の交通安全施設費につきましては、大矢野町中地区の歩道整備につきまして500万円の国庫内示増に伴う補正でございます。

道路保全課の合計としましては、最下段でございますけれども、500万円を補正いたしまして187億2,422万5,000円となります。よろしく御審議をお願いします。

○野田河川課長 河川課の野田でございます。よろしく申し上げます。

資料の5ページをお願いします。

まず、最上段の河川改良費でございますが、5,698万円の増額を計上しております。これは、2段目の都市河川改修費で3,900万円の増、また、3段目の単県河川改良費で1,798万円の増で、それぞれ熊本市、玉名市からの受託事業費の増でございます。

次に、5段目の河川等補助災害復旧費で6億7,956万円の増額を計上しておりますが、これはことし6月を中心とした梅雨前線豪雨災害に伴うものでございます。

次に、下から4段目の河川等単県災害復旧費で8,700万円の増額を計上しておりますが、これは災害復旧事業箇所の調査、測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は8億2,354万円の増額でございます。よろしくをお願いいたし

ます。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

2行目の連続立体交差事業費でございますが、事業費の増減はございませんけれども、国からの内示で補助から交付金への振りかえがあったため、内容、財源更正を行っております。

また、既に債務設定を行っております中部汚水幹線の移設工事について、当初、用地が未解決の部分を別途施工する予定でしたが、今回その分の用地取得のめどがついたことから、移設ルート全体での一体的な施工が可能となりました。その分の工事費が増加するため、債務設定の増額変更を計上しております。

次に、4行目の住宅市街地総合整備促進事業ですが、これは国からの内示増により3,000万円の増となっております。

以上、新幹線都市整備課は、3,000万円の増額で、補正後の予算総額は229億9,600万円余でございます。よろしくお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

資料の7ページをごらんください。

今回お願いしております補正予算は、単県急傾斜地崩壊対策費と、それに伴う砂防調査費でございます。

まず、単県急傾斜地崩壊対策費ですが、去る6月の梅雨前線豪雨により被災を受けた箇所のうち、補助事業の対象とならない小規模な箇所の対策工事でございます。天草市大渡地区ほか8カ所分で、8,220万円を計上しております。

次に、砂防調査費ですが、これらの対策工事を行う上で必要条件となります危険区域指

定に要する調査費として、未指定の5カ所分、150万円を計上しております。

以上、砂防課といたしましては、最下段になります。8,370万円の増額で、補正後72億781万1,000円になります。よろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

熊本県が施行いたします公共事業の経費に対する市町村負担金について御説明をさせていただきます。

市町村負担金につきましては、14号議案から19号議案まで6つの議案を御提案申し上げておりますけれども、複数の課の事業で構成をされておりますので、監理課から一括して御説明を申し上げる次第でございます。

なお、この提案につきまして、予算成立後に市町村負担金に係る同意書を当該市町村からいただきまして、それから9月議会に今お願いをしているというものでございます。

まず、9ページ、第14号議案平成20年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業(改良)等6つの事業につきまして、道路法の規定に基づきまして、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点でございますけれども、6番の緊急地方道路整備事業(道路改良)につきまして、国庫割合が55%から60%に引き上げられたことに伴いまして、市町村負担率を10分の0.675から10分の0.6に変更をするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第15号議案平成20年度海岸事業の経費に対する市町村負担についてでございますが、海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法

の規定に基づきまして、当該事業に要する経費のうち市町が負担をすべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点でございますが、海岸環境整備事業、それから海岸保全施設整備補修事業につきましては、事業が完了いたしましたことから、両事業を削除いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

第16号議案平成20年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業につきまして、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち市町村が講ずべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点といたしまして、4の北部流域下水道維持管理事業につきまして、流入水量が増加をいたしました関係で、市町村から負担金収入の増が見込まれるというところから、流入水量を1立方メートル当たりの単価を4円引き下げまして、54円から50円に変更をしております。

12ページをお願いいたします。

第17号議案平成20年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金についてでございます。

昨年度と変更はございません。

13ページをお願いいたします。

第18号議案平成20年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

1番の街路整備事業から、15ページにかけてまして28の事業について記載をしております。

昨年度との変更点でございますけれども、単県公園整備促進事業(水俣広域公園整備事業)それから、地方特定道路整備事業(区画整理)、緊急地方道路整備事業(区画整理)及び重要港湾環境整備事業の4件につきま

しては、本年度に事業の予定がないというところから削除をいたしております。

また、7の緊急地方道路整備事業(連続立体交差事業)でございますが、これの国庫負担割合が55%から60%に引き上げられたことに伴いまして、市町村負担率を10分の1.35から10分の1.2に変更をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第19号議案平成20年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金でございます。

昨年度との変更点はございません。

市町村負担金については以上でございます。

引き続き、17ページをお願いいたします。

第20号議案から第22号議案につきまして、工事請負契約に関する議案でございますので、監理課で説明をさせていただきます。

まず、第20号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は春日池上線住宅市街地総合整備促進(万日山トンネル)工事、工事内容はトンネル工、工事場所は熊本市春日5丁目から池上町地内、工期は契約締結の日の翌日から平成23年11月30日まで、契約金額は27億7,536万円、契約の相手方は鹿島・山本・大政・諫山建設工事共同企業体、契約の方法は一般競争入札でございます。

次の18ページの資料によりまして、入札の経過及び入札結果について御説明を申し上げます。

まず、1番の競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、上段から、共同企業体の構成員数、それから、建設工事の種類、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定を行ったところでございます。

2番の評価に関する基準でございますが、この工事につきましては、入札時に技術提案

書等の提出を求めまして、技術評価と入札価格を総合的に評価をして落札者を決定する総合評価方式で実施をいたしました。

技術提案といたしましては、近接した2本のトンネル掘削工事を住宅地の近くで行うという点に留意をいたしまして、記載のとおり課題を設定いたしました。提出された技術提案と評価に基づく技術評価点を、入札価格で除して算定をしました評価値が最高の業者を落札者と決定する方式でございます。

次、19ページをお開きください。

3番の開札及び総合評価の結果でございます。

入札には9社が参加をいたしました。平成20年8月4日に開札を行いました。辞退が1社、それから、無効が2社、失格1社でございましたので、5社について評定値を記載しております。

辞退については、入札参加前に入札そのものを辞退したということ、それから、無効でございますが、清水・戸田・不動テトラ・松下JVについては、このうち清水、戸田、不動テトラについて期間中に指名停止措置を行ったこと、また、次の奥村・株木・大旺・植村JVについては、同じく奥村組、株木建設に対して期間中に指名停止を行ったことから、入札参加資格を失ったため無効となったものでございます。

また、フジタ・吉永・吉田・北時JVにつきましては、失格判断基準価格を下回りましたため失格となったものでございます。

その結果、技術評価点が128点で、36億1,740万円の予定価格に対しまして、入札金額が26億4,320万円で入札をいたしました鹿島・山本・大政・諫山建設工事共同企業体が、評価値4.8426と5社の中で最高値となり、落札予定者となったところでございます。

ただ、この入札につきましては、下段の方に、低入札調査基準価格30億7,479万円を下回りましたことから、低入札価格調査を実施

したところでございます。

調査の結果、工事費内訳書の内容及びその根拠等につきまして、項目や数量に特に問題となる点は見当たらず、また、これまでのトンネル施工実績に基づきます経費の節減によりまして、コスト縮減を図ることも可能と判断できましたこと、また、建設業安全衛生マネジメントシステムに基づいて安全管理や品質管理を行うということで、安全管理、品質管理について問題ないと判断されたところから、落札者と決定をしたものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更でございます。

この議案は、平成17年11月定例県議会において議決をされました請負契約につきまして、工事内容の変更のため契約金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、22ページの概要により説明をさせていただきます。

上段の方から、工事名、国道219号地域連携推進改築(球泉洞トンネル)工事、工事内容はトンネル工、工事場所は球磨郡球磨村一勝地地内、契約締結の日は平成17年12月14日、工期は平成17年12月15日から平成20年10月31日まで、請負業者は西松・味岡・舛本・佐藤建設工事共同企業体、変更契約金額でございますけれども、29億7,150万円を1億5,723万893円増額をいたしまして、31億2,873万893円に変更をするものでございます。

変更の理由でございますが、当初想定をしておりました地質と差異がありましたため、トンネル支保工の変更をしたことなどによる増額を行うものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第22号議案、同じく工事請負契約の変更でございます。

この議案は、平成19年2月定例県議会におきまして議決をいただきました案件でございます。

詳細につきましては、24ページの概要によ

り説明をさせていただきます。

工事名は氷川治水ダム建設(本体嵩上)工事、工事内容はダム本體工、工事場所は八代市泉町下岳地内、契約締結の日は平成19年2月27日、工期は平成19年2月28日から平成22年6月30日まで、請負業者は西松・味岡・佐藤建設工事共同企業体、変更契約金額でございますが、8億9,040万円を9,092万9,980円増額をいたしまして、9億8,132万9,980円に変更をするものでございます。

変更の理由でございますが、非常用ゲート交換のため、周辺コンクリートの取り壊しにつきまして、コンクリート強度が当初想定よりも高くなりまして、大型ブレーカーによる取り壊しからワイヤーソーイング工法に変更したことによる増額を行うものでございます。

工事請負契約関係は以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課でございます。

24号議案から26号議案でございますが、道路管理瑕疵に係る専決処分の報告及び承認について説明いたします。25ページから30ページでございます。

今回は3件をお願いしております。概要の方で説明させていただきます。

まず、26ページをお願いいたします。

日時は平成19年12月13日午後10時ごろで、場所は菊池市大琳寺の一般国道387号でございます。過失割合は、道路管理者が5割、被害者が5割としております。損害額は39万532円で、賠償額は5割の19万5,266円を支払うものでございます。

事故の状況でございますけれども、和解の相手方が、歩道上に設置されておりますバス停留所でバスを待っていた際に、時計を確認するために明かりの方向に移動した際、歩道わきの無蓋側溝に転落し、右ひざを負傷したものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

日時は、平成20年5月14日午後4時50分ごろでございます。場所は、菊池郡大津町大字室の一般国道325号でございます。過失割合は、道路管理者が3割、被害者が7割としております。損害額は3万1,225円で、賠償額は3割の9,368円を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が、菊池市方面から菊陽町方面へ歩道を自転車で走行中、対向する歩行者を発見しまして側溝側に進路を変えたところ、側溝の段差にハンドルをとられまして左手を負傷したものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

日時は、平成20年6月22日午後11時30分ごろございまして、場所は宇城市松橋町萩尾の一般県道松橋インター線でございます。過失割合は、道路管理者が3割、被害者が7割としております。損害額は1万170円で、賠償額は3割の3,051円を支払うものでございます。

事故の状況でございますが、和解の相手方が、軽乗用車で松橋町の古保山方面から松橋インター方向へ進行中、道路上の穴ぼこに左前輪を落としまして、車両のタイヤを破損したものでございます。

以上、3件でございます。よろしく申し上げます。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。31ページをお願いいたします。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、32ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成18年1月6日に、阿蘇市車帰地内におきまして、道路パトロールを行ってございました阿蘇地域振興局土木部維持管理課職員の運転する道路監視車によるもので

ございます。

この事故でございますが、15台の車両が時間をずらして次々と事故を起こしたものでございます。本県車両が賠償を行うべき車両は4台ございまして、このうち今回B及びCの2台につきまして、車両の相手方と示談交渉の結果、それぞれの車両に被害を与えた加害車両の損害額を案分して賠償額を賠償することで合意をしたものでございます。

損害額及び賠償額でございますが、Bにつきましては、B車両に被害を与えました加害車両が、県の車両を含めて7台ございまして、県の賠償額は、損害額115万円余を7台の加害者で案分した16万5,293円でございます。

Cにつきましては、Cの車両に被害を与えた加害車両が3台ございまして、県の賠償額は、損害額29万円余を3台の加害車両で案分した9万9,246円でございます。

事故の状況でございますが、当日、県道の北外輪山大津線、ミルクロードでございますが、大変な大雪で全面通行どめとなっております。不法侵入車両を避難誘導させるためにパトロールを行っていましたが、路面がアイスバーンの状態になっているヘアピンカーブの急な下り坂に、既に14台が事故で立ち往生しておりまして、そこへ当該車両がスリップをいたしまして運転不能となり突っ込み、その中の車両2台に追突をしたものでございます。その影響で、追突された車両2台が別の4台に玉突きを行ったものでございます。この6台の車両のうち、4台の車両について損害賠償が発生をしたものでございます。

幸いなことに、事故の相手車両の人は乗っておりませんで、県の車両に乗車していた職員も異常がございませんでした。なお、賠償額の支払いは全額車両保険での対応でございます。

今後とも、職員の交通事故防止に対して、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたい

と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課の戸塚でございます。

説明資料33ページの報告第20号でございます。

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類ということでございますけれども、お手元にお配りしております冊子によりまして説明させていただきます。白い冊子でございます。

表紙に、平成20年9月、熊本県道路公社の経営状況を説明する書類、熊本県というふうに書いてある冊子でございます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成19事業年度事業報告書でございますけれども、道路公社の設立目的、事業の概要、そして事業実施状況を記載しております。

2番目に書いてありますとおり、事業実施状況としましては、松島道路の通行料金徴収及び道路維持管理業務ということでございます。それとあと一つが、平成19年9月8日に供用開始しました松島有明道路の維持管理業務を熊本県の方から受託し、業務を行っております。

次に、2ページをお願いいたします。

松島有料道路の通行台数、それと料金収入の状況を記載しております。

いずれも、昨年9月8日に松島有料道路に隣接する松島有明道路が開通したことによりまして、前年度に比べまして大幅に増加し、この上の方の表ですけれども、台数につきましては、通行台数合計の欄ですけれども、15万7,417台、これは18年度の実績に比べまして33.3%の増、料金収入は、一番下の表でございますけれども、ここの合計にあるとおり、2億9,904万2,800円、18年度に比べまして34.8%増となっております。

次に、3ページの貸借対照表でございます

けれども、これは平成20年3月末現在の財務状況を示しております。

左側の資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせまして43億2,497万9,395円となっております。右側の方の負債及び資本の部でございますけれども、負債は道路建設のために借り入れた借入金の残高等でございます。また、下の方にあります基本金というのは、県からの出資金等でございます。

次に、4ページの方をお願いします。

損益計算書でございますけれども、右側の欄の収益の部ということですが、収入としましては、松島有料道路の料金収入、そして、松島有明道路の受託業務収入等で3億928万7,964円となっております。

また、左欄の方の費用の部であります支出のところでございますけれども、一般管理費及び道路の維持管理費、そして建設資金を償還するための償還準備金等でございます。

次に、5ページの財産目録でございますけれども、これは平成20年3月末時点の道路公社の財産の状況でございます。資産の方を5ページ、負債の方を次のページの6ページに記載しております。貸借対照表と同様でございますけれども、説明の方は省略させていただきます。

6ページの一番下の方になりますけれども、正味財産ということで、これは5ページの資産の部の合計から6ページの負債の部の合計を差し引いたもので、15億1,340万9,217円になります。これは3ページの貸借対照表の資本合計と同額になります。

続きまして、7ページの平成20事業年度事業計画書でございます。

本年度も料金徴収及び道路維持管理業務を行いますけれども、昨年に引き続き、松島有明道路の維持管理業務を県から受託することにしております。

最後になります8ページでございます。

平成20事業年度収支予算書でございます。

本年度は、収入として、通行料金収入等による4億8,287万2,000円を予定しております。支出といたしましては、道路管理費、建設費用の元金償還金等、収入と同額を予定しております。なお、建設費用の元金償還のために短期借入れを予定しております。

松島有明道路の供用開始に伴いまして、松島有料道路の交通量が以前に比ばまして5割以上増加しております。これによりまして、当初計画台数に達しておりまして、償還計画に沿った道路公社の経営となっております。経営状況は安定する方向に向かっているというふうにとらえております。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○野田河川課長 河川課でございます。

34ページの報告第21号財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出でございます。

お手元の財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

本基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となります水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うために、平成5年3月に設立されたものでございます。

1ページは、平成19年度の事業実績です。基金では、関係する区市町から負担金450万円を受け入れ、基金基本財産の運用益等をあわせて次の事業を実施しております。

立野ダムの水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付としまして、南阿蘇村に対し、道路整備に要する費用の助成として450万円を助成いたしました。

また、ダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡として、基金理事会、評議員会を開催したところでございます。

2 ページをお願いいたします。

平成19年度の収支計算書でございます。

決算欄をごらんください。真ん中付近の収入合計784万6,789円に対しまして、当期支出合計483万7,838円で、次期繰越収支差額は300万8,951円でございます。

3 ページは、平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。

4 ページは、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの正味財産増減計算書でございます。

5 ページは、平成20年3月31日現在の財産目録となっております。

資産合計は3,300万8,951円となっており、負債はございませんので、正味財産は3,300万8,951円でございます。

6、7を飛ばしまして、8 ページをお願いいたします。

平成20年度の事業計画でございます。

20年度の主な事業としましては、南阿蘇村が行う道路整備に対し、1,276万2,000円の助成を計画しております。平成19年度が用地の取得だったのに対しまして、20年度からは道路の建設工事が始まりますので、826万2,000円の増となっております。立野ダム建設が円滑に推進されますように努めてまいります。

以上が御報告でございます。よろしく願いします。

○船原都市計画課長 都市計画課の船原でございます。よろしく願いします。

説明資料35ページ、報告第22号財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類の提出について説明申し上げます。内容につきましては、別冊の資料にて説明させていただきます。

別冊資料の1 ページをお願いいたします。

平成19年度事業報告でございます。

緑化基金や景観基金等を原資とします各種助成事業を実施しております。個別具体の事

業につきましては、(4)緑化基金に係る事業、また、開いていただきまして2 ページ下段の(5)景観基金に係る事業、3 ページの(6)グリーンリザーブ基金に係る事業でございます。また、財団解散に向けまして、(7)(8)に記載の理事会、清算人会を開催しております。

次に、4月1日から11月15日までの平成19事業年度について説明いたします。4 ページをお願いいたします。

収支計算書でございます。

収入合計(B)4,888万5,500円に対しまして、5 ページの下段、当期支出合計(C)は1,669万5,735円、次期繰越収支差額は3,218万9,765円でございます。

6 ページは正味財産増減計算書、7 ページは貸借対照表、8 ページは財産目録で、正味財産は21億3,188万1,045円でございます。

次に、当財団は、11月15日をもって解散をしております。清算事務を実施しておりますので、9 ページから12 ページに、平成19清算年度について記載をしております。

まず、9 ページの収支計算書でございますが、収入の部、その主なものとしましては、財団の基本財産や基金を取り崩しました6の有価証券取崩収入19億9,900万円余でございます。これらの当期収入合計と前期繰越収支差額を加えました収入合計(B)は、21億4,993万4,030円でございます。

一方、支出の部の主なものでございますが、5の県への寄附金21億3,700万円余でありまして、当期支出合計(C)は21億4,993万4,030円でございます。

収入合計(B)と支出合計(C)の収支差額は0円となり、清算終了に至っております。

10 ページは正味財産増減計算書、11 ページは財産目録でございますが、清算終了日であります平成20年3月28日におきます財団の財産は、普通預金、基本財産、基金等を合わせまして21億3,770万5,623円でございます。これを財団の寄附行為の規定によりまして県に

全額寄附したところでございます。

なお、12ページは、寄附財産の明細表でございます。

財団法人くまもと緑の財団の経営状況の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林住宅課長 住宅課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

36ページの報告第23号熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明をさせていただきます。

お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成19年度事業の実施状況についてでございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森で68区画、その他4地区で5区画、合計73区画を分譲いたしました。

(2)番の賃貸管理事業でございますが、宇城市小川町で60戸、それから、熊本市2地区で78戸、合計138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビル管理事業等を実施いたしました。

次に、管理受託住宅管理事業でございますが、熊本県、独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務を受託いたしまして、それぞれ実施をいたしました。

次に、武蔵ヶ丘東ニュータウン土地地区画整理事業でございますが、菊池郡菊陽町津久礼ほかで、施行者として前年度に引き続き実施をいたしました。なお、清算業務以外の業務につきましては、平成19年度末で完了しております。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページから11ページまでが、平成19年度の貸借対照表、損益計算書、それから、剰余

金計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録でございます。

まず、2ページ及び3ページにつきまして御説明をさせていただきます。

これは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。2ページが資産でございますが、上段が現金預金や分譲事業資産などの流動資産でございます。流動資産の計が58億3,000万円余でございます。

中段が固定資産であります。賃貸事業資産や事業用土地資産、有形固定資産などの固定資産の計が21億円余となっております、資産合計といたしまして、最下段の79億3,500万円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が短期借入金や未払金などの流動負債でございます。これは52億2,800万円余でございます。

中段の固定負債の欄でございますが、長期借入金や退職給付引当金等でございます。これらの負債が6億5,500万円余となっております。負債の合計が58億8,400万円余でございます。

下段の資本金の欄でございますが、資本金と当期利益を含めました利益剰余金を合わせまして、資本合計が20億5,100万円余となっております。

次に、4ページでございます。お願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、宅地分譲事業や賃貸管理事業などの事業収益でございます。この事業収益が、一番上段でございますが、46億7,400万円余であり、これらの事業に係ります事業原価でございます〔b〕といたしておりますが、事業原価が44億1,300万円余であり、一般管理費が5,300万円余となっております、当期利益といたしまして、一番下にありますが、5,000万円余を当期利益として計上をいたして

おります。

次に、6ページ、7ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんいただきたいと思っております。

6ページの一番上にごございます事業活動によるキャッシュ・フローで、当期におきまして30億4,600万円余のプラス、それから、下段の投資活動によるキャッシュ・フローで3億200万円余のプラスでございます。

7ページの財務活動によるキャッシュ・フロー、これは返済金等でございますが、35億7,200万円余のマイナスとなっております。

全体といたしましては、当期中の資金収支合計2億2,300万円余と合わせまして、次期繰越金は18億3,100万円余となっております。

次のページから財産目録等でございますが、その分飛ばさせていただきます、12ページをお願いいたしますと思っております。

平成20年度の事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、光の森70区画、そのほか4地区で19区画、合わせまして89区画の分譲を実施する計画でございます。

次に、賃貸管理事業といたしまして、前年度と同様、小川町、熊本市におきまして138戸の公社賃貸住宅を引き続き管理を実施いたしますとともに、公社ビル管理事業等を実施する計画でございます。

また、管理受託住宅管理事業といたしまして、熊本県、それから独立行政法人都市再生機構等から賃貸住宅等の管理業務の受託を実施いたします。

また、13ページが20年度の予定貸借対照表でございますが、資産の部の流動資産といたしまして41億円余、それから、固定資産といたしまして21億円余、資産合計といたしまして63億円余となっております。

また、負債の部でございますが、流動負債といたしまして短期借入金等で35億円余、それから、固定負債といたしまして長期借入金

等が6億円余となっております。合わせまして、負債資本の合計が63億円余となっております。

最後の14ページでございますが、21年3月31日現在の予定損益計算書といたしまして、最下段でございますが、当期純利益といたしまして8,200万円余を見込んでおります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんでしょうか。

○児玉文雄委員 これは予算とこの報告事項も一緒にやって構いませんか。

○吉永和世委員長 はい、どうぞ。

○児玉文雄委員 それなら、まず予算の方で19ページ、開札及び総合評価結果、この失格判断基準価格26億4,311万どしこになっているが、これが落札業者とはわずかに8万4,000円ぐらいしか変わらないんですが、これは失格判断基準価格というのは事前に公表してあるんですか、ないですか。

○鷹尾監理課長 失格判断基準価格については、ことしの4月から最低制限価格の見直しにあわせて導入した考え方でございます。

失格判断基準価格は、積算価格をベースに一定の比率で算出をしていただくということになりますので、事前に公表は金額そのものについては行っておりません。

○児玉文雄委員 予定価格は事前公表になっているわけですね、36億円は。

○鷹尾監理課長 そのとおりでございます。

○児玉文雄委員 そうすると、かなりこれは10億円から予定価格より引っ込どるが——予定価格が36億1,700万円だから、落札は26億4,300万円だから、約10億円の違いがある。割と予定価格を残して落札したんですね。この点、どうですか。

○鷹尾監理課長 各社の受注意欲といいますか、それが入札金額に反映したものであろうというふうに考えておるところでございます。

○吉永和世委員長 落札率はいいですか。

○児玉文雄委員 これは10億円違うということは、20%で7億円ぐらいだけ、これは落札率は70何%だな。

○鷹尾監理課長 73.1%でございます。

○児玉文雄委員 73.1ね。割と安く、低価格で入れとるわけだな。

まあ、それはそれでいいとして、報告書の財団法人くまもと緑の財団の経営状況を説明する書類がありますが、これはもう解体というか、やめられたわけですね。

○船原都市計画課長 解散しております。

○児玉文雄委員 ということは、県の財政再建とのかかわりはどうなっているか。

○船原都市計画課長 全額県に寄附をしております。

○児玉文雄委員 だから、今県は財政再建を盛んにやっているわけですよ。だから、ある程度目的を果たしたということで解散になったと思うんだけど、一応これは一般会計か何かに入るわけですね、このお金は。

○船原都市計画課長 そうです。

○児玉文雄委員 ということは、財政再建にかなり貢献しとるわけですよ。

というのが、こういう目的を果たして——こういうのがまだまだ土木あたりもたくさん保有しちゃおらぬだろうかという気持ちですが、どうですか、もう少しありますか。こういう財政再建のために……。

○吉永和世委員長 それはどなたがお答えになります。

○鷹尾監理課長 土木部で所管をしております基金につきましては、熊本港周辺海域漁業振興基金、これが19年度末で7億2,600万円、それから幹線道路整備基金、これが7億7,300万円、それから緑の基金、都市計画課、これは19年度末で5億9,900万円という状況でございます。

○児玉文雄委員 ということは、基金ですから、それは果実でいろいろの事業を運営するわけですよ。それからすると、例えば今金がある部署がありましたが、基金が7億円で、大体年間どれぐらいの収益が上がるとですか。

○戸塚道路整備課長 今、委員の方のお尋ねは、幹線道路整備基金の7億円……

○児玉文雄委員 それとか、今3つほどあったでしょう、基金が。その幹線道路でもいいけん、ちょっと例として、どれぐらいの収入を得とるか、その基金で。

○戸塚道路整備課長 この幹線道路整備基金というのは、熊本県内の3路線、路線といいますか、3地域の幹線道路を整備していると

ということで、収益というよりも事業執行に充てているということでございます。

○児玉文雄委員 それなら、元金をつぶしていつているわけだな。

○戸塚道路整備課長 そういうことです。

それで、19年度末で7億7,300万円の残高ですけれども、既に、20年度の予定としては、このうち4億7,600万円使いまして、20年度末現在では約3億円弱の2億9,700万円ぐらいになるという見込みです。これは、補助事業の県の負担金に充てたり、単県幹線道路整備特別事業の一部に充てたりということで、事業執行の方に使っております。

○児玉文雄委員 それは、そういうことであるということは基金と性質がちょっと違うような気がするんだけど。普通、基金というのは、基本的に果実をもって、その果実によっていろいろの事業を推進するというのが基本的。それは、元金を食いつぶしておるから、基金という性質とちょっと違うような気もするんだけど。

○戸塚道路整備課長 この幹線道路整備基金というのは、平成3年度に創設しまして、当然、当年度事業として実施する分は事業を執行してございましたけれども、将来、集中的に投資する必要があるという時期のために基金を構築してきたということで、実質上は平成3年から平成9年までに67億円の積立金をつくっていたと。その後、非常に財政状況が厳しくなりましたので、平成10年から取り崩しまして、そういった集中投資をしようと思っていた道路事業の促進のために使ってきたということでございます。

○児玉文雄委員 まあ、大体それはどっちがどっちか私のはっきりわからぬけれども、そ

ういう内部留保金というか、そういう形のものだというふうな見方の方が正しいのではないかと思うんだけど。やっぱり基金となると、幾らそれから果実があったかというのが大体収入の基本ですよ。基金そのものはあんまり崩さないと、そしてやっていくと。

そうすると、今おたくの整備のあれというのは、やっぱり内部留保金、いざというときに金をなるだけため込んでおくというような性質で、ちょっと違うような気がする。

まあ、それはどっちでも別にどうということはないんだけど、というのは——ちょっと委員長、今ちょっと調べてもらって、今内容を私も検討しよるけど、各部局に基金というのがあるんですよ。これがかなりの額で、元本はかなりの額、何百という額になるわけですよ。でも、収入といたら、これはもう0.何%の果実しかないものだから、これも熊本県の財政再建の中で今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えているわけです。

きょうは土木部だから、あんまり財政再建のことを言ってもどうかと思うんだけど、そして余裕金は一部——ことしは、今のところ、財政再建の方は69億円ぐらい足らぬわけですから。それで、土地を売るとかなんとか。

今、土地なんていうのは、一番最低の時期なんですよ。もう価格的に下がっている。そしてまた、これを売るからって、あした売れるわけでもないし、かなり時間もかかるから、特にそういうお金というのは、やっぱり単年度で私は支出をしながらやっていくというのがいいんじゃないかなと。ある程度基金は整理して、そのかわり単年度の出費はふえていくわけですよ。何かそこらあたり今後考えていくと、県も財政再建はどうにかできはせぬかなと今ちょっと考えよるものですか、私の考え方を申し上げました。

以上です。

○吉永和世委員長 答弁は要りませんか。お答えというか、考え方は。

○児玉文雄委員 ちょっと部署は違うけれども、部長の考え方をちょっと。

○松永土木部長 今、児玉先生の方から御指摘があった件は、土木部で幾つかの基金を持っておりますが、今説明しました幹線道路基金、これはやっぱり元金を食っていく。それから、白川の水源対策基金、これは、今先生がおっしゃったように、単年度単年度でそれぞれ負担していただいて、それでもって事業をやっていく基金でございます。それから、緑の財団、これはもう解散しましたが、これが果実でもって運営している基金でございますが、そういうふうにもいろいろあるわけでございますが、後ほど説明いたしますサマレビューの中で、歳入の部分でいろんな財源確保のために、基金についても、できるものはどんどんどんどん歳入の中に入れていくということで財政の方が検討をしておりますので、そこら辺についても、土木部が持っている基金については、できるものについては歳入の方に入れていくということで、現在検討をしているところでございます。

○児玉文雄委員 わかりました。ありがとうございました。

○吉永和世委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 19ページ、ここでこのトンネル工事の落札状況の報告をいただいているわけですが、ちょっと参考までに教えていただきたいというふうに思っておりますのが、総合評価落札制度については私どももこれまで強く求めてきた内容でありますから、この総合評価に基づく落札結果というのは、これか

らの一つの流れをつくっていく上で好ましいことだというふうに思っています。

その上でさまざまな要素を組み入れて評価をするわけですが、その中で、これまで地域貢献度だ技術力だとかいう、当然求めてきた課題もあるわけですが、そうなればなるほど価格的に開示に耐え得る状況でないといかぬというふうに思っているんですが、参考までに、今回の技術評価点が128点だとか109点だとかという、この中での評価結果が出ているわけですが、特徴的にどういう内容でこの差がついたのかと、あるいはどういうものを具体的に言うと評価の基準にされてきたのかというのがまず1点ですね。

それから、さっき恐らく報告があったのだろうと思いますが、2つの企業体が無効になっているわけですが、これはなぜ無効になったのかということ、この2つをちょっと教えていただきたいと思っております。

○鷹尾監理課長 無効になった件について、まず御報告をしたいと思います。

この表の下2段、清水・戸田・不動テトラ・松下建設工事共同企業体と奥村・株木・大旺・植村建設工事共同企業体が無効という取り扱いになりましたが、実は、この入札契約手続中におきまして、別の東京都新都市建設公社が発注をいたしました独占禁止法違反事件に関連をいたしまして、公正取引委員会が審決を平成14年度から開始をしておったのですが、その結果が出たということで、指名停止措置要綱に基づきまして、先ほどお話をしました清水、戸田、不動テトラ及び奥村、株木、この5社については指名停止措置をとらざるを得なくなったわけでございますが、この結果、入札参加資格そのものを失うということで、無効という取り扱いになったものでございます。

○鬼海洋一委員 これは期間としてはギャッ

プがあったわけですね。

○鷹尾監理課長 そうです。

○鬼海洋一委員 わかりました。

○吉永和世委員長 評価の基準、だれがお答えになりますか。

○佐藤新幹線都市整備課長 評価に関する基準でございますけれども、これにつきましては、先ほどちょっとお話ししたように、まず評価項目としまして、工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案、内容としましては、トンネルのひび割れ防止対策の覆工コンクリートの品質確保に関する技術提案、これを大体零点から6点の配点をしておりまして、もう1つ、トンネル工事中の坑内及び上部表面の視認観測手法及び異常等の対応に関する技術提案について最高6点までつけまして、それから、社会的要請への対応に関する技術提案につきましては、これは3項目を設けておりまして、トンネル工事中における周辺環境対策に関する技術提案 これを最高8点配点、それから、工事現場における安全対策に関する技術提案、これは6点の配点をします。それから、工事用車両の一般交通への影響制限対策に関する技術提案としまして4点の配点をしておりまして、合計の30点というふうにしております。

個別的にどこがどうすぐれていて何点になったかということについては、一応資料としては出しておりませんので、御了解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鬼海洋一委員 非常に私自身が関心のあるところでありまして、その評価の項目と申しますか、後ほど結構ですから、少し勉強させていただきます。よろしくお願ひします。

○吉永和世委員長 ほかに。

○吉田忠道委員 資料の22ページをお願いいたします。

契約変更が1億5,700万円余り出ておりますけれども、これは17年の工事からやがて終わろうかというこの時期、この当初想定した地質と差異があったというのは、これはどの付近でわかったわけですか。

○戸塚道路整備課長 トンネルに着工いたしました後に、実際切り羽が出てまいります。それが当初想定した状態と違ったときに、発注者側、地質調査をやった会社、設計をやった会社、それと施工業者が集まりまして岩盤の判定会議をするということで、そういった判定会議は逐次この掘削ごとにやっております。だから、掘削工事に着工した後、これまで数回にわたった形でこういった判定をしてきたということでございます。

○吉田忠道委員 今の説明ですと、もう当初、最初の方からかなり早い段階でわかつたということも言えるわけですか。

○戸塚道路整備課長 初期の段階で変化したところは、その分はわかっていたと。ただ、全体的にそれを予測することは難しいということになります。

○吉田忠道委員 この変更自体は、今回がこれは初めてですか。過去にもあつとるんですか。

○戸塚道路整備課長 今回が初めてでございます。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 砂防課にちょっとお尋ねし

たいんですが、急傾斜の問題、いろいろ我々地元は、大抵急傾斜が多いんですよ。そのとき、何軒まとまらなきゃだめとか。そうすると、こういうふうな地質の状態が地元では悪いんですけども、何とかしてくれませんかと言っても、調査した上では、その地元はあんまり——住民の言っていることと調査の段階がちょっと違う面があるわけですね。そういう点で困っている住民が多いわけですよ。

だから、そういうときに、急傾斜の問題はよくわしもわからぬけれども、何軒で、どのくらいでどうなって、10軒まとまればどうだ、5軒まとまらなきゃだめだとかというような条件等があるようですから、それをちょっと説明してくれませんか。

○福岡砂防課長 着席して説明させていただきます。

今、山本先生から御質問がありましたように、急傾斜に関しての要望はかなり多いところでございます。その場合、先ほども補正で提案いたしましたように、9件ということで今回提案させていただいていますけれども、実際は6月の豪雨で県内39カ所の土砂崩れによります自然災害が発生しております。

その中で、まず補助採択事項が可能なのが、高さで10メートル、それから住家等が10戸以上という基準がございまして、今回は該当しなかったということ、それから、5戸以内、1から5戸と5戸以上ということで、単県で施工可能なのが5戸以上と高さ5メートルということで、今回該当しましたのが9件ということで補正に計上させていただきました。

一番今先生がおっしゃっているところは、多分地元の要望と我々が取り組めないとお断りするところの1から4戸、この辺が一番今のところだろうと考えております。

それから、あと土木だけではなくて、林務とか地元で、市町村でやっていただくところとの割り振り等が、その他ということで数多

く出てきております。そういう取り組み要件としては、戸数、高さというのが基準として明確に設けてあります。

それから、もう一点は、地元の寄附行為、それから負担金ですね。個人、地元市町村が支払う負担金等がございます。これらのコンセンサスがとれるという前提で現場に入っておりますので、たまには同意がいただけない、もしくは、ちょっと詳細になりますけれども、急傾斜である場合、裏のがけを守っていただく場合、受益をこうむる方がけ地を所有していらっしゃる方が別な場合で賛同が得にくい場合とか、ちょっとケース・バイ・ケースでありますけれども、そういった課題も抱えているところでございます。

結論になりますけれども、その辺のニーズと基準と地元の合意について市町村と連携して理解を得ていくということで、今進めているのが現状でございます。

○山本秀久委員 今説明をいただいたのですが、その状態はよくわかりました。

でも、本当に危ないところがあるわけですよ。それを説明しても、なかなか理解してもらえないと。だから、もうちょっと何か方法はないでしょうかとかと、もうせっぱ詰った人が多いわけですよ。そういうときに、今さっき言われた土地の所有者と、そうすると、その住んでいる人とのコミュニケーションというものはあるでしょうけれども、やっぱり人命にかかわる問題だから、そういうところをよく検討して、市町村にも県の方から指導していただくと、割かしスムーズに物が運ぶような面があるものですから、一応お願いしときたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

○吉永和世委員長 ほかにございせんか。——なければ、以上で質疑を終了いたします。ただいまから、本委員会に付託されました

議案第1号、第14号から第22号まで及び議案第24号から第26号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

報告事項1及び報告事項2について説明をさせていただきます。

まず、報告事項の1、熊本県財政再建戦略・中間報告について御報告申し上げます。お手元の方に資料の方を配付させていただいているかと思っております。

本件につきましては、総務常任委員会におきまして報告が行われることとなっておりますけれども、財政再建は各部局全般にかかわ

るものであることから、当常任委員会におきましてもその概要を報告させていただくものでございます。

表紙をお開き願います。

まず初めに、中間報告を行うに当たっての知事のメッセージを掲載いたしております。

危機的な財政状況を克服するため、歳入歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んだものの、現時点では財源不足額の解消にはほど遠い結果となっているということから、職員給与費の削減を含んださらなる見直しを進めること、また、県民の皆様説明責任を果たしていくためには、県みずからが身を切るような努力を行うことが必要であることと等、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しております。

1ページをお開き願います。

まず、県財政の現状と課題でございます。

8ページまで、6月に公表しました内容を中心に、改めて国と地方、または本県の財政状況について資料を用いて説明をいたしております。

なお、4ページの資料でございますが、全国知事会が作成をしました地方財政全体の将来推計の資料でございます。

中段の表でおわかりのように、このままでは平成21年度には都道府県、また、平成23年度には都道府県、市町村とも財政破綻に陥るとなっており、財政の危機的状況は本県に限らず地方全体の問題であることを示しております。

9ページをお願いいたします。

ここからが中間報告の内容となっております。

まず、10ページをお願いいたします。

10ページから11ページにわたります。戦略策定の背景、戦略の基本的な考え方、目標等につきまして体系的に整理をいたしております。再建戦略の目標として、持続可能な行財政システムの構築を掲げているところで

ざいます。

なお、戦略の期間でございますが、平成20年度から23年度までの4年間といたしまして、平成21年度から23年度までを集中取り組み期間として取り組むこととしております。

12ページをお願いいたします。

財政システム改革についてでございます。

6つの方針に従いまして、歳入歳出両面における抜本的な改革に取り組ましまして、歳入に応じた歳出構造への転換を目指すとしております。

13ページから18ページにかけまして、歳入に係ります9つの項目について、基本的な考え方、具体的な取り組み内容、課題等について整理をしております。

主な内容を申し上げますと、13ページの県税では、徴収率アップのための取り組みを強化するとともに、水とみどりの森づくり税につきまして、その用途について見直しを進めてまいります。

また、14ページの資産の有効活用では、未利用資産を初めといたしまして、土地の売却等に取り組むこととしており、東京・六本木の熊本会館、旧免許センター跡地、水前寺2丁目宿舎、文化財収蔵庫、これらの売却を予定いたしております。

19ページをお願いいたします。

19ページから28ページにかけまして、歳出に係る5項目について整理し、記載をいたしております。

まず、人件費についてでございますが、本県では、これまでも職員数や給与の削減に取り組んできたところでございまして、今後新たな定員管理計画を策定いたしまして、現在の計画とあわせ、今後4年間で1,200人以上の削減に取り組まますとともに、職員給与の削減についても検討することといたしております。

21ページをお願いいたします。

各種補助金や物件費、維持管理費などの一

般行政経費につきましては、全体で約40%の削減を目標に取り組みました。その中で、県が必要最小限取り組む必要がある経費を基礎的なものと整理をしましたが、その割合が約77%を占め、抜本的な削減が難しいこともございまして、削減の割合も15%程度にとどまっております。

22ページをお願いいたします。

補助金につきましては、その性質に応じ、10%から40%の削減を要請せざるを得ない状況にございまして、補助金によりましては削減が難しいものもございしますが、県といたしましては、統一的な考え方のもと、関係団体などの御理解を得ながら削減に取り組むことといたしております。

23ページ以降でございますが、プロジェクトチームで個別に検討を行いました補助金を初めとする項目につきまして、その見直しの方向性について記載をいたしております。

26ページをお願いします。

26ページから28ページにわたりまして、投資的経費について記載をいたしております。

まず、補助投資につきましては毎年度5%、単独投資につきましては3年間で35%程度の削減を目標に取り組んでおり、投資的経費全体で20%程度の削減見込みとなっております。

なお、28ページの課題に記載をしておりますとおり、見直しを進めるに当たりまして、公共投資に依存する割合が高いという本県の実情を踏まえ、投資的経費の削減が地域経済に与える影響などにつきまして、十分配慮していく必要があると考えておるところでございます。

29ページをお願いいたします。

ここから行政システム改革について記載をしております。

人口減少や少子高齢化の進展、県民ニーズの多様化、地方分権の推進など、これまでにない環境変化の中で危機的な財政状況に直面

をいたしております。このため、記載をしております5項目の方針に従いまして、こうした環境変化に対応可能な簡素で効率的な行政システムへの転換を目指していくこととしております。

まず、業務の見直しでございますが、民間や市町村施設との役割分担という観点から、公の施設の見直しに取り組んでまいります。また、出資団体等につきましては、人的、財政的支援につきまして引き続き見直しを進めますとともに、団体のあり方についても検討を進めることといたしております。

32ページをお願いいたします。

組織体制の見直しについてでございます。本庁、それから地域振興局を初めといたしまし出先機関の組織体制について見直しを進めていくことといたしております。

33ページでございます。

職員数の削減でございますが、財政システム改革の中でも御説明をいたしましたとおり、職員数の削減や臨時職員の配置の見直しに取り組んでまいります。

34ページをお願いいたします。

地方分権に向けた取り組みにつきまして、引き続き、市町村合併の推進、さらには政令指定都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。また、市町村へさらなる事務権限移譲を推進していくことといたしております。

意識改革の取り組みについてでございますが、行財政改革を強力に推進するため、職員これまで以上の意識改革に取り組むこととしております。

36ページをお願いいたします。

現時点での財源不足の状況につきまして、平成21年度から24年度までの大まかな見通しでございますが、現時点では、これまで説明した見直しに取り組ましても、毎年度約59億円の財源不足が見込まれております。

今後のスケジュールにつきましては、見直

し内容の精査を進めますとともに、市町村や関係団体に対しましても説明を行っていくこととしております。

さらに、当初予算編成作業の中でもさらなる見直しを行いながら財政再建戦略として取りまとめまして、来年2月、平成21年度当初予算案にあわせて公表したいと考えております。

38ページをお願いいたします。

今後見直しを進めるに当たりまして、留意すべき事項、特記として2項目掲載をしております。

持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請につきまして、まず、県みずからが財政再建に向けた取り組みを進めますとともに、国に対しても積極的に要請を行っていくこととしております。

また、地域経済への配慮につきまして、県の歳出削減が公共事業を初めといたしまして地域経済に大きな影響を与えることが懸念されますことから、限られた財源の中で、より地域の活性化に資する事業に重点化を図っていきますとともに、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえながら、県内中小企業者の受注機会の拡大や県内産品の利用拡大にも積極的に取り組んでいくことといたしております。

最後に、参考資料といたしまして、県民の皆様から財政再建目安箱に寄せられました御意見、御提案の概要について記載をしております。

以上、駆け足で恐縮ですが、財政再建戦略・中間報告の概要でございます。

まだ検討中のものもございまして、今後さらに検討を深めまして、危機的な状況にある県財政再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上が県の財政再建戦略の中間報告の概要でございます。

もう1枚、1枚紙で土木部のサマーレビュー

一の概要と題した紙を配付させていただいております。

財政再建戦略における土木部の状況について、これから御説明をさせていただきます。

この資料は、本文の21ページの一般行政経費、それから、26ページの投資的経費について県全体の資料が出ておりましたが、その内訳をお示しするものでございます。

まず、削減目標でございますが、先ほどから御説明いたしますとおり、一般行政経費については、23年度におきまして、20年度比40%の減、投資的経費につきましては、補助事業で毎年5%の15%、単県事業につきましては、うち交付金については補助と同じ取り扱いで、毎年5%でトータル15%、単独事業については35%、各年度の内訳は、それぞれ括弧の中に記載をしているような形で取り組みを行うものでございます。

まず、一般行政経費の欄でございます。

網かけの部分が対象経費でございます。平成20年度対象経費といたしまして、土木部で41億6,600万円、一般財源が上段7億3,600万円でございますが、23年度におきましては37億8,500万円、一般財源4億9,700万円で、一般財源ベースの比較で67.6%、32.4%の減にとどまっておるところでございます。目標が40%ということで、わずかに届かないという状況でございますが、これは維持補修関係経費の大幅な削減が非常に困難な基礎的な経費が多いという要因もございます。このようなことから、こういう数字になっておるところでございます。

次に、投資的経費の状況でございます。

投資的経費につきましては、削減目標に従った試算を行いまして、その場合の課題や問題点を整理するという方針で臨んだところでございます。

試算に当たりまして、新規事業につきましては、財政再建期間内におきましては緊急性のある防災対策や維持補修費を除きまして、

原則凍結といたしております。それから、新幹線関連事業は、最優先で取り組み、計画どおり推進をする。また、新幹線とあわせて整備を行います横軸の道路やそのかなめとなります環状道路の整備につきましては、集中取り組み期間中は事業費の圧縮、平準化に努めつつも、優先して取り組む。その他、改築系事業は、事業効果が早期に発現するよう、集中期間に事業が完了するものを優先して取り組む。財政再建期間中であるものは、期間中であっても、効果が上がるものについてはきちんと効果を出そうという考え方でございます。それから、河川、砂防事業につきましては、災害関連を優先いたしまして、その他は進度調整を行いながら取り組む。また、維持管理関係については、一定の経費がどうしてもかかりますものの、一層の経費縮減に努めながら、着実に取り組むという前提で試算を行ったところでございます。

まず、対象経費の欄でございますが、全体で633億7,500万円でございますが、このうち①の補助事業が、324億1,500万円が平成23年度におきましては277億9,200万円、20年度比で85.7%、14.3%の削減、それから、単県事業につきましては、まず交付金事業が、123億4,400万円が23年度におきまして105億8,300万円で、85.7%で14.3%の削減、これは補助と同じ率で取り扱いを行っております。それから、単独事業につきましては、186億1,600万円が平成23年度に120億6,300万円で、64.8%、35.2%の削減ということで、対象経費計、平成20年度633億7,500万円が平成23年度504億3,800万円で、79.6%、20.4%の減ということで、先ほど中間報告の26ページにございました投資的経費とほぼ同じ水準で目標を達しているところでございます。

なお、今回削減の対象外経費といたしまして、新幹線の負担金、それから、直轄事業負担金、災害復旧費は対象外ということで、今回削減の対象となっております。

新幹線負担金については、今後の所要額、直轄事業負担金及び災害復旧費については同額で推移をするというふうに仮定をいたしますと、非常にあらあらの数字ではございますが、一番下の土木部の一般会計の合計欄といたしまして、平成20年度1,095億5,900万円が、平成23年度には786億円程度に落ち込むであろうというふうに試算をしているものでございます。これは前提要件がいろいろございますので、この数字のとおりになるというわけではございませんが、この程度の規模に落ちてくるのではないかと見込んでおるところでございます。

今申し上げましたとおり、総額が縮減されるという前提でそれぞれ事業に配分をしていきますと、どうしてもその新幹線関連の重点事業への重点化に取り組まざるを得ないということ、事業完成までに相当の期間を要する箇所につきましては、場合によっては当面休止せざるを得ないという事業も出てくると考えておるところでございます。

今のところ、本庁におきまして机上での試算をした結果でございまして、今後、地元、振興局、県、これからさらに検討、精査を進めていく必要がありますが、平成20年度の改築系事業、全体で約670カ所程度でございますが、このまま進みますと、事業の廃止、休止により、平成23年度にはおよそ330カ所程度になってしまうのではないかとこのように見込んでおるところでございます。

土木部といたしまして、課題、問題点として、先ほど投資のところでお報告をいたしましたが、県予算に占める土木部投資的経費の割合、当期収入は大きく低下をいたしまして、九州で最下位というような状況にもなりかねない、また、県の公共投資総額の減少によりまして、建設産業はもちろん、地域経済にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念をしておるところでございます。

また、新幹線関連の事業への集中投資は、

どうしても平成23年の開業にあわせて取り組んでいかざるを得ないということで、熊本市を中心に投資額が伸びます一方で、その結果、その他の地域への投資額が減少するというような問題点もあるのではないかとこのように考えております。また、事業の休止、これが発生をいたしまして、住民生活にも少なからぬ影響を与えるというふうにも考えておるところでございます。

今後、こういう取りまとめでございしますが、県民の皆様方の御意見を伺いながら、地域振興局と共同で行う内容についてさらに精査を図りつつ、国庫補助事業の活用等によりまして、事業費総額の確保を図る等の対策をとりながら、今回整理をいたしました課題や問題点を少しでも回避できるよう、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

財政再建関係についての報告は以上でございます。

引き続き、報告事項2について説明をさせていただきます。

お手元資料、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告〔土木部〕によりまして説明をいたします。

県が出資をいたしております団体についての見直しにつきまして、毎年度、議会の方に御報告を申し上げているとおりでございますが、土木部関係団体といたしまして、記載のとおり7団体でございますが、それぞれ表の上段に記載をしておりますとおり、団体の存廃の方向性、それから、団体の代表者への県職員の就任、団体への県職員の派遣、県費支出、それぞれの項目について、記載のとおりを見直しを行っているところでございます。

昨年度御報告をいたしました点と変更が行われた点でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、5番の緑の財団につきましては廃止ということで、平成19年11月15日に解散をしたところでございます。

以上でございます。

○野田河川課長 河川課でございます。よろしくお願ひします。

報告事項3、川辺川ダムについて御報告いたします。

1番、知事表明後の対応でございますが、(1)表明当日に谷垣大臣へ知事が電話にて説明しております。また、両副知事が主な関係機関に説明に伺っております。(2)その後、16日に五木村が知事表明への抗議、五木村振興への見解を申し入れております。(3)番、五木村振興推進本部の設置、開催でございますが、五木村の村づくりを支援するための振興計画の策定等を行うことを目的に、知事みずからが本部長となり、第1回目を16日に開催し、記載のとおり組織を立ち上げております。

裏面をお願いします。

2番、今後の対応についてでございますが、(1)番、国土交通省への対応としまして、知事と大臣との会談について日程を調整中でございます。会談では、2つございまして、ダムによらない治水対策を国において早急に検討するよう要請すること、それと、五木村の地域振興について、国、県、一緒になって取り組みを要請するというようにしております。

(2)番、五木村への対応でございます。

①これまで五木村で進められている事業はア、イ、ウとございます。まず、アでございますが、川辺川ダム建設事業でございます。全体事業費については、まだ正式な改定が行われておりませんので、2,650億円としております。イ、水源地域整備計画に基づく生活再建基盤整備でございますが、これは、水源地域対策特別措置法に基づき、水源地域計画により実施しているものでございます。78事業が完了しております。ウ、五木・相良地域振興計画に基づく施策でございます。これは県と五木、相良両村で取り組んでいるソフト

対策でございます。

②最近の五木村からの要望内容でございますが、知事表明前の8日に、大会決議に関連した申し入れが行われております。知事表明後の16日には、知事みずからの来村による村民への説明等の申し入れが行われております。

③今後の取り組みでございますが、ア、知事の五木村訪問については時期を調整しております。イ、新たな五木村の振興計画の策定でございますが、五木村振興推進対策本部において、農林業や観光の振興などの新たな振興計画を策定することとしております。

以上でございます。

○大塚港湾課長 港湾課です。

水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策について御報告いたします。

平成20年度の2月議会で、工事着手方針の表明を行っておりましたが、その後、処分場の用地買収を行い、今年7月には、総務大臣による公害防止事業としての指定を取り直しまして、今般、処分場の造成工事を発注し、昨日、9月4日に契約を行いました。

今後は、10月中旬に、処分場及び処分場への搬入道路の周辺住民を対象とする説明会を行い、工事に着手し、年度内に完成させる予定であります。

なお、平成21年度に排水路等のしゅんせつ工事に着手し、平成22年度内に処理完了を目指しているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたので質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○山本秀久委員 今、財政再建の中間報告、監理課長、えらい、やっぱりさすがだな。監理課長の数字に強いの見込んで、一応要望

しておきたいことが1つあります。

実は、本県は、公共事業に依存するものが高いんですね。ですから、そういう意味で、これは地方の経済の活性のためにはどうしても国庫補助の確率が高いと思いますので、これからは、あなたのその数字の強いところで、金の取れる政策をつくってください。それを一応要望しておきたいと思います。

それともう一つは、今度は川辺川ダムの問題、この問題に対しては、私は強く——もういろいろ言わないわ。粛々とやっていきます。今度ボールを投げられたと。今度国土交通省から県に対してボールが投げ返ってくるから、それに適切に対応していただきたい。それだけ。以上です。

○児玉文雄委員 ただいま説明を聞いて、かなり今後事業量も減っていくわけですね。潮谷県政8年間、当初予算ベースで8,500億円が、平成12年で8,500億円だったと思いますが、それが、あの人がやめられるとき、7,200億円ですね。これは当初予算ベースですよ。ということは、1,300億円、8年間で事業費が減っているわけですよ。これは土木だけとは言いません。こんなことを——バランスをとるためにそういうことをやっているけれども、熊本の公共事業依存度というのはものすごく高いんですね。特に過疎地の依存度というのは高いんです。

そうすると、今まで、私も確かな数字はつかんでいないけれども、かなり建設業というのは、粉飾してでも今までは黒字決算で出していたわけですよ。最近では、もう赤字でもしよなかですと、監理課がどういう査定をしようかと、ないものは出せませんと。これは、こういう計画を進めていけば、この次、収入の県税がこれはぐっと落ち込みますよ。それはちゃんと見てあるのか。

それと、全体的に見て、熊本県は遊休資産というのはあんまりないんですね。大した

のはありません。免許センターとか知事村とか、もう片手で数えるしこぐらいしかないんですよ。案外熊本県は持たないなど。面積的には、唯一持っているのがこの土木なんですよ。道路の切れっ端をどこそこに持つとるわけですか、土木あたりは。これをもう少し処分して、幾らでもいい、収入を得るようなことを考えてみてはどうかと。

私は1回経験したことだけれども、県の用地が民間の住宅に入っていたと。そのとき、払い下げをお願いしますと言ったら、測量して県に申し込んでくれと。売る方は県なんですよ。測量をして申し込めという、そういう横着な考え方、これはまだ何年にもなりませんよ。これは私が経験したことですから。

だから、私は、もう少しそういうやっぱり民間的な手法で、自分の要らない財産を売ろうと思うなら、こういう土地がおたくの隣接地にありますから、どうですかとか、一部敷地の中にも入っておりますと。ちゃんと測量どま県で売りたい人が測量して、これで単価はこれぐらいでは今県もやられると思うんですけどいかがですかと、それぐらいのやっぱり姿勢にならないと、買ったかなら測量して出さなっせて、これはうそでも何でもなし。これはあつた話ですから。

しかし、私は、そういう土地は——最近ではバイパスができたときに、やっぱり余った土地もあるし、旧道の土地が余っているところもあるし、今まで道路工事をしたところはほとんどどこどこに県の——だけん、あれは相手が、持ち主が県だからあれでいいですよ。ちゃんと道路わきの一番大事なところは県の用地が残つとったりなんかするわけですよ。だから、県は、もう監督不行き届きだから、ああもう県のつなら黙ってひっ使えと、そういう便宜さは今まであつたわけですね。

しかし、もうどうせ不用地で要らないんだから、ああいうのをもう少し積極的に処分あたりすりゃ、この財政再建にもかなりがつか

りゃしないかな。全体でかなりの道路の端っ切れなんていうのはあると思いますよね。そういうのをもう少し考えていただきたいと。

その反面、こういう事業量を落とせば、県税も減るし、過疎地の農外収入というのはもうほとんどゼロに等しいと。それなら、もうここじゃ生活はできないということを出ていかなきゃいかぬと、そういうこともあり得る話だと。そういうのが、事業量を減らしたために、そういうことにまでなってくるんだということもぜひ考えてやっていただきたいというふうに思います。

答弁しますか、しませんか。どうですか。

○鷹尾監理課長 児玉委員お尋ねの県財政の縮小が県経済に与える影響についてということでございますが、ただいま、これは中間報告という形でございますが、最後の説明としまして38ページの地域経済への配慮という特記事項の特記2の欄に、公共投資に依存する度合いの高い本県におきましても、県の歳出の縮減が地域経済に対し大きな影響を与えることも懸念されるということで、こういう点を十分財政再建推進本部の中で議論が行われるよう、うちの方でも取り組んでまいります。

○児玉文雄委員 だけん、それはこの作文を見りゃそういうことも書いてあるんだけど、この具体的な対応策というのはありゃしないんですよね。だから、やっぱりもう少し——それと、建設業は、もう皆さんが一番知っておられるけれども、どんどんどんどん今つぶれてきよりますね。もうとてもじゃないが、10本の指や足の指を数えても足らぬぐらいに今どんどんつぶれていきよる。これは、もうからないんですよ。仕事をおたくたちが発注するのは、ずっと積算がどんどんどんどん下がっていきよるものだから、本当にもうからないですね。だから、下請なんかしよる業者というのは、もう夜逃げ覚悟でしよると

ですよ。やっぱり積算あたりも、もう少し考えていただきたいというふうに思います。これはもう答弁は要りません。要望です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 とにかく物も言えないというような状況ではないかというふうに思っております。

基本認識の問題で、ここに書いてはありますけれども、知事は、この財政問題を含めまして、国が国がとは言まいと、できるだけ自分たちで努力、県独自で努力しようというふうなお話がありますが、しかし、この5ページに具体的に出ておりますように、国が国がとは言わないという、しかし、これも問題じゃないかなというふうにやっぱり思っているんですね。

やっぱり具体的にここまで悪くなった要因で、三位一体改革で税源移譲が十分なされていないあるいは都市と地方とのこのバランスに対する配慮がなされていない、これは明らかですから、まずはやっぱり国に対して、財源確保のために、執行部はもちろんですが、議会も一体となって取り組んでいくと。やっぱりこの財政問題に対する国の認識とこれまでの流れを変えていくという努力を強く求めるということは、まず第一義ではないかなというふうに思っておりますので、その点をまずは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、この中でいろんな補助金改革の問題が出てきておるわけですが、例えば分担金等の問題で、国、県、それから地方、こういう割り振りが出てきておりますけれども、過去、例えば農政予算等についても、その分担金の中の地方が負担すべきものを県がかさ上げをして補助すると、こういうのがかなり出てきておまして、恐らく農政部あたりでは、この辺の課題についても

今後取り組んでいく、切り込んでいく一つのテーマになっているんじゃないかなというふうに思いますけれども、土木部関係でそういうかさ上げの補助といたしますか、そういうのがこれまであったのかなかったのかということと、しかし、それにしても今後も補助金を切り下げていくということになれば、市町村との関係も当然出てくるわけですから、その意味では、県のこの財政改革の大きな流れというのは、市町村に同時に理解をいただいて、そして今後の協力をいただけるような、そういうソフトランディングといたしますか、やっぱり双方の合意のもとにやっていくということが肝要ではないかというふうに思うんですが、その意味で今回こういう方針を出されたわけですが、取り組む一つの方向、流れとして、市町村、団体との共同、協調ということについてどういうぐあいにお考えいただいているのか、この2点をまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、さっき児玉先生がおっしゃったように、道路、いっぱいあるですよ。こういうことについても積極的に調査をされて、払い下げられる分については払い下げていくというような取り組みをやっていくということも考えとかなきゃならぬ課題ではないかというふうに思いますので、これは私もあわせて要望ですけれども、さっきの2点についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鷹尾監理課長 まず、補助金、分担金のかさ上げ補助のお話でございます。

国の制度上、国庫補助等地方分担金の中で都道府県が分担をすることが期待されているものはございますが、いわゆる県が純粋にかさ上げして補助をするという仕組みは土木部の事業の中にはなかったかと——今回の制度の中には入っていないというふうに理解をいたしております。

○鬼海洋一委員 あるのはあるんですか。全然ないんですか。

○鷹尾監理課長 例えば合併浄化槽に対する助成金等の場合ですと、国の補助と、市町村と県がセットで補助をするという仕組みは、これは国の制度としてでき上がっている関係で……

○鬼海洋一委員 県の負担分を……

○鷹尾監理課長 任意で上乗せをします。

○鬼海洋一委員 プラスするだとかというのは、これまで政策的には県はやられていないと……

○鷹尾監理課長 土木部事業の中ではなかったかというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、関係団体への県の財政再建により各方面にいろんな影響が出てくるわけございまして、これはあくまでもこのとおりになるということではなくて、この中間報告の冒頭にも記載をしており、内容がすべて確定しているものではございません。さらなる取り組みが必要ということ、それから、県民や市町村を初めとする関係団体の意見を反映しながら、最終的な取りまとめに持っていくというスケジュールというふうに理解をしているところでございます。

○鬼海洋一委員 特に市町村との関係については、さまざまな権限移譲がなされてきておりました、事務移譲等についてもなされてきているわけですよ。これは土木部にかかわらず、福祉とかそういうものについては。ところが、それがじゃあ仕事は行ったから十分に財政的な付与がなされているかどうかとい

うと、地方の市町村から見ると、かなり問題なところもいっぱい出てきているわけです。

こういうことをやられていくと、さっき言いましたように、国関係の取り組みが県に影響するあるいはその先の市町村に影響と、全部市町村にすべてが犠牲になっていくという状況、そういうことが特にこれからは懸念されるのではないかというふうに私も地方にいる中で感じているところですので、十分地方との、市町村との連携、理解をいただきながら事を進めるということが肝要ではないかというふうに思っておりますので、その点もこの際申し上げておきたいと思えます。

○吉永和世委員長 答弁はいいですか。

○鬼海洋一委員 いいです。

○上田泰弘委員 済みません、これはもう確認と要望です。

というのが、今回の中間報告を見てみますと、かなり公共投資が減ってきますけれども、これは党の政審会でも出たんですけれども、パイが少なくなってくる、予算が少なくなってくるのであれば、やっぱり外からの業者というやつじゃなくて、その地域にある、これは中小企業振興基本条例でもそうなんですけれども、その地域で使える予算というのがどんどんどんどん減ってくるわけですから、できるだけ可能な限りその地域で、その地域の業者さんが少しでも延命できるようにという言い方はいけないかもしれないですけども、御飯が食べれるように、その地域の業者さんがちゃんと仕事ができるような方向性での——いろんな発注にしてもそうなんですけれども、そういうことをお願いしたいと思えますし、もう1つ、先ほど児玉先生から、道路の切れっ端の話もありましたけれども、いろんな歳入をふやすためにどうするかという考えもあると思えますけれども、まだほかに

もいっぱいあると思うんですね。

これは、今自民党の中で財政再建プロジェクトチームというのをつくって、いろんな勉強をさせていただいたのですが、道路沿いに出ています看板、これはちょっと話をどなたか知っていらっしゃるかもしれないですけども、あれは景観条例か何かで看板を出すときにお金を払わなければいけないですね。私も事務所を開設したときに、看板をつくるということで、看板を掲げるときに県に対してお金を払ったんですね。私はまじめに払ったんですけども、中には払っていない人がたくさんいると思うんですよ。こういうのも全部精査して、これは各地域振興局ごとでの話になると思うんですけども、もう一回点検してもらったら、看板を出しているのにお金を払っていないというようなところなんかもまだたくさんあると思えますので、わずかな金額かもしれませんが、そういったところの見直しなんかもう一回やってもらいたいというふうに思います。これは要望でございます。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○森浩二副委員長 道路財源についての意見書についての提案がございます。

本年6月に閣議決定がなされた経済財政改革の基本方針2008において、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化が改めて明示されたところです。

しかしながら、本県は、自動車を交通手段として用いる割合が高いにもかかわらず、道路の整備水準はおくれており、道路整備は県政の重要課題となっており、県民の皆さんの期待も非常に大きいものがあります。

このようなことから、道路特定財源が一般

財源化されるとしても、必要と判断される道路整備の財源は確保されるべきであるため、その財源確保に関して、委員会発議による意見書の提出を提案したいと思います。

○吉永和世委員長 今、森副委員長から提案がありました意見書の案を配付いたしますので、御一読いただきたいと思います。

(担当書記意見書(案)配付)

○吉永和世委員長 配付漏れはありませんでしょうか。

それでは、この件に関して執行部から状況説明をお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課の戸塚でございます。

それでは、道路財源の確保に関します意見書に関して、道路財源をめぐる最近の状況について御説明申し上げます。

これまで道路の整備や維持、補修の財源につきましては、道路特定財源制度により確保されてまいりました。しかし、道路特定財源制度につきましては、去る5月13日に閣議決定されました道路特定財源等に関する基本方針、それと、6月27日に閣議決定されました経済財政改革の基本方針2008におきまして、本年の財政抜本改革時に廃止して、平成21年度から一般財源化するというふうになっております。

この方針のもと、国におきましては、今後、来年度予算案が決定されます年末に向けまして、制度設計が進められるということになっております。

このような状況を踏まえまして、全国知事会におきましては、本年7月に道路財源の一般財源化に関する提言というのを行っております。県としましても、これまで以上の財源が確保されまして、地域の実情に応じた配分がなされるよう、全国知事会と連携を図りながら、引き続き国に対して強く訴えてまいり

たいというふうに考えております。

なお、本委員会発議の意見書(案)の要望事項につきましては、全国知事会提言と同様の趣旨となっているものと考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 ただいま執行部の説明がございましたが、この意見書(案)について何か御意見はございませんか。

○鬼海洋一委員 初めて見せていただきまして、この意見書が出るということは事前に承知していなかったわけですが、出されることについては異議を唱えるものじゃありませんが、この案に対して賛否ということになれば、留保したいということを思っておりますので、そのように取り扱いをいただきますようお願いしたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかに御意見はございませんか。

留保ということは、異議ありという形でしょうか。

○鬼海洋一委員 態度保留。

○吉永和世委員長 態度保留、そうすると、一応……

○鬼海洋一委員 まず、ちょっとやっぱり会派の中でも少し検討をしてみたいと思っておりますので、本会議の中では、またそれなりに態度を表明したいというふうに思います。

○吉永和世委員長 この場においては異議ありということで対応させていただきたいというふうに思います。

それでは、御異議がありますので、意見書(案)を提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○吉永和世委員長 挙手多数と認めます。

ただいま御賛同いただきましたので、この意見書(案)を委員長名をもって議長に提出したいと思います。

それでは、その他で御意見はございませんか。

○上田泰弘委員 1つ、ちょっと質問があります。

資材価格のスライド方式についてちょっと教えていただきたいんですけども、国が大分品目というか、あれをふやしたと思うんですよ。それに対して、県はどのような対応をとられたのかをちょっと教えてください。

○田口土木技術管理室長 土木技術管理室の田口でございます。

それは単品スライドの件かと思えますけれども、7月1日から、単品スライド、鋼材とそれから燃料用については実施をしたわけですけれども、先日、国交省の方から、9月に入りまして全品目に対して単価スライドをやるというような通知が参りました。ということで、県としましても、国と同じ日付で実施をするということで9月10日付で通知をしたところでございます。

○上田泰弘委員 これはかなり申請はややこしいんですか。

○田口土木技術管理室長 今まで石油と鋼材類でございますが、それと同じ申請の形をとるということになります。

○上田泰弘委員 要望ですけれども、できるだけ早くできるようにというか、現場のあれが反映できるようにお願いしたいと思えます。まあ、いろいろ決まっているんでしょうけれどもね。以上です。

○田口土木技術管理室長 しっかりやっていきたいと思います。

○上田泰弘委員 お願いします。

○吉永和世委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 2つだけお願いをして、もし答弁をいただけるものがあればお願いしたいというふうに思いますが、1つは、有明フェリー、部長も御承知のとおり、今度定款変更をいたしまして、管理者が民間から登用されるという状況になりました。これまで知事がその責任者をしていたわけですが、民間からということになりまして、それぞれの長崎、熊本両県から副知事が議員に入ると、こういうぐあいになって新たなスタートを切るようになりました。

しかし、有明フェリーの側からすれば、知事が中心でいたのが、ちょっと後ろに引っ込んで副知事が議員に入ったということもありまして、これから両県の支援ということについて若干危惧をする方もいらっしゃるわけですが、そこで、今後の我々の支援体制というのは、安全に運航できる、あるいは客が多数乗れるような環境整備をやるということではないかというふうに思っているんですが——そこで、多比良港の整備は長崎県の方でやっていただいているというような話ですけれども、長洲港で多少小さな事故等も、これはしゅんせつの問題じゃないでしょうか、あっているという話を聞いておりまして、長洲港の整備について特段の御配慮をいただきたいというような、こういう要望も出てきているわけです。ぜひこの点をお願いしたいというのが1つであります。

それから、もう一つは、さまざまな土木部関連の事業が、これまで再評価委員会というのがありまして、事業の進捗についてさまざま

まな評価を行いながら、継続あるいは休止、それから取りやめ、廃止、こういうぐあいに判断をされる、その再評価委員会が近々開かれるという状況を聞いています。

実は三角港も港湾計画がありまして、この中で休止されているところが2～3カ所実はあるわけですが、その中の一つ、西港の浮き桟橋が、新たな検討の中から事業計画が出されて、その再評価委員会にかかるというぐあいに今なっているところです。

これは、何回も一般質問等で行っておりまして、地域振興とも絡んで非常に重要な事業の変更にかかわる、そして、それが再評価委員会にかかると、こういう状況になっているわけでありまして、ぜひ積極的に今後の地域振興や、あるいはせつかくやってきた事業計画がいよいよ完了に近い段階まで来ているわけですが、生きるような形になるためにも非常に重要なポイントだというふうに認識いたしておりますので、再評価委員会が積極的に今度事業展開ができるような結果が出ますように、取り組みをいただきたいというふうに思っております。

この2つをお願いしたいと思えます。

○大塚港湾課長 2件とも港湾に関するところでございます。

まず最初に、長洲港の件でございますけれども、実は、御存じのように、有明、八代海の閉鎖海域の中で、長洲港は埋没する速度と申しますか、ちょっとほかの港に比べると、いわゆる堆積する速度というのが速いというふうな今までの観測結果がございます。

自然埋没する量というのは、大体年間に港内で4万5,000立米ほどですから、多分、今、鬼海先生がおっしゃられた事故というのは、いわゆる座礁と申しますか、軽い座礁みたいなものがある。実は、有明フェリーの船も、平成17年に、台風時期に1回座礁が起きておりまして、そのときはたまたま次の潮が満ちたと

きに自力で脱出したというようなこともございますけれども、そういうことでフェリーとかその他もろもろの船もたくさん出入りするものですから、県といたしましても、しゅんせつの費用、平均いたしますと大体年間1億円程度、それと、時には何年かに1回はもう少し金をかけるというようなことでしゅんせつをしてやっているところでございます。

しかし、それでも少し足りないのかなというときもございまして、21年度以降につきましては、港湾機能は損なわない程度、いわゆる埋没してしまうと港湾機能が損なわれますので、それが損なわれないようなところまではしゅんせつの費用を持っていきたいというようなことを一つ考えております。

それともう1つ、対策といたしまして考えていますのは、港の入り口の部分をどうにか、沈砂池みたいなものを海底に掘りまして、そこで少し土砂を堆積できないかということも考えて、今ちょっと試しています。試行みたいな感じでやっております、少し効果があるのかなと思っております。

大規模に構造物をつくって土砂の堆積というのをさけると申しますか、減速させるということは、海域環境にも相当影響を及ぼしたりするものですから、できるだけ大規模な構造物とかそういうのはつくらずに、埋没対策ができないかというふうに検討をやっているところでございます。

長洲については以上でございます。

それともう1つ、西港の浮き桟橋についてですけれども、先ほど鬼海先生が言われたように、5年前に1回休止ということで再評価委員会の判断がありまして、これは少し構造的な問題とかそういうのがあったものですから、ちょっと難しかったのですが、その辺の問題も少しくクリアいたしましたし、あとは宇城市が、三角地域の地域振興の一つの起爆剤的な考えで浮き桟橋の設置というのを希望されておりますし、我々から見ても、浮

き栈橋を利用したクルージング、イルカウォッチングとか、その辺ができれば三角地域の活性化につながるかということで、今一生懸命努力しているところをごさいますて、再評価委員会の方にも一生懸命頑張っていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員 よろしくどうぞお願ひします。

特に西港の問題については、三角地域、宇城市地域というお話がありましたけれども、これは観光立県宣言をされて、いよいよ条例制定もされるわけですが、むしろこれは宇城市だけではありませんで、熊本県の西域をどうするかという、面整備の中の一つの重要な拠点整備だというぐあいに理解をしているところです。ぜひそういう意味で、強く再評価委員会の方にも求めていただきますようお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

いろいろ委員の先生方から要望等がございましたので、できれば検証をいただきながら対応いただきたいというふうに思っております。それと、できれば県内業者でできるものは、すべてとは申しませんが、県内業者で受注できるような体制づくりを最大限整備していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後0時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
建設常任委員会委員長